

## おきなわ国際協力プラットフォーム(OIC-PF)会員規則

### 第1条(名称)

本会は、「おきなわ国際協力プラットフォーム」(以下「OIC-PF」という。)と称する。

### 第2条(目的)

1) OIC-PFは、沖縄県において沖縄らしいSDGsを推進するにあたり、特に国際協力の観点で、関連するNGO等団体や企業等の「連携」による多様な力を集結し、継続的で効果的な活動を展開するために各種の取り組みや「支援」を行うことを目的とする。

2) OIC-PFは、「OIC-PF運営事務局」(以下、「事務局」という。)をおき、事務局は、この目標達成のために、NGO等同士の間関係を強めるきっかけになる役割を担い、NGO等組織強化のために必要な支援が届けられる「対話」の場を提供する。

### 第3条(活動)

OIC-PFにおいて、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1) 連携協議会:独立行政法人国際協力機構沖縄センター(以下、「JICA沖縄」という。)とOIC-PF加盟会員の連携についての事項を広く協議・共有できる「対話」の場として、連携協議会を開催する。

2) 情報発信:OIC-PFは、JICA沖縄とOIC-PF加盟会員と連携して、SDGs・国際協力等に関する情報を発信する。

3) 活動支援:OIC-PFは、沖縄県で国際協力の裾野拡大と基盤強化を図るため、OIC-PF加盟会員間の活動や連携促進を、マッチング・コンサルテーション、定例会議の開催等を通じて支援する。同じく、研修等を通じて国際協力人材の育成支援に取り組む。また、会員が実施したいプロジェクト(期間が定められた独自の活動を発案者が会員に提案し、賛同する会員で協働して運営していく活動)の実現のためのマッチングやサポートを必要に応じて行う。

4) その他、OIC-PFの目的を達成するために必要な活動を行う。

### 第4条(事務局)

1) 事務局は、JICA沖縄内(沖縄県浦添市前田1143-1)に設置する。

2) 事務局は、JICA沖縄が業務委託をする団体により構成される。

### 第5条(会員)

OIC-PFの会員は、沖縄県内に所在し、国際協力の活動を志向するNGO及び企業等とする。

### 第6条(入会)

- 1) OIC-PF に入会を希望する団体は、所定の「おきなわ国際プラットフォーム会員申込書（以下、「申込書」という。）」の様式により入会申込書を提出しなければならない。
- 2) 会員の入会は、申込書の「プラットフォーム加盟に関する同意事項」の記載内容を確認したうえで、事務局によって承認される。

#### 第7条(入会金及び会費)

入会金及び会費は徴収しない。

#### 第8条(有効会員期間と更新)

会員期間は1年間とし、退会の申し出がない場合は1年毎の自動更新とする。

#### 第9条(退会・除名)

- 1) 第8条に基づき、OIC-PF から会員が退会しようとするときは、書面をもってその旨を届け出なければならない。
- 2) 会員が OIC-PF の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為を行い、OIC-PF の信用を著しく害した場合には、事務局の決定により会員を除名することができる。
- 3) 会員が解散等により消滅した場合には、OIC-PF を退会したものと見なす。

#### (雑則)

第10条 この規約に定めるもの以外に、OIC-PF の運営に関して必要な事項は、事務局が JICA 沖縄と協議して定める。

以上